

# 暮らしのお知らせ

## 市役所で受け取りを

### マイナンバーカードの交付

マイナンバーカードを申請した人は、交付通知書が届いたら、必要書類を持って市民課(市役所1階)で受け取ってください。

**必要書類** 交付通知書、マイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポートなど)官公署発行の写真付きの物1点。または保険証、年金手帳など2点、住民基本台帳カード(持っている人)

#### マイナンバーカードでできること

マイナンバーの提示と本人確認が同時に行える公的な身分証明書として利用できるほか、マイナンバーカードに搭載された電子証明書で次のような手続きができます。インターネットで確定申告書が提出できるe-Taxなどの利用

○全国のコンビニエンスストアやイオン(成田店を含む一部店舗)での住民票、印鑑登録証明書、

戸籍謄(抄)本・戸籍の附票本市に住民登録と本籍がある人のみなどの交付

#### 今ならコンビニ交付がお得に利用できます

マイナンバーカードを普及促進するための取り組みとして、令和8年3月31日までコンビニ交付サービスにかかる手数料を100円減額していますので、ぜひ利用してください。

#### 紛失した時は

マイナンバーカードをなくした時はマイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120・95・0178)に一時停止の連絡をしてください。外出先で紛失した場合は警察への届け出が必要です。なお、紛失や損傷した時は有料で再交付できます。

#### 区・自治会・サークルなどへの出張申請

地域の集会所施設などに市の職員

が出向いて申請を受け付けます。なお、実施できる施設には条件があります。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

#### 許可や届け出が必要です

#### 農地の転用

農地の転用について、次の場合は許可や届け出が必要です。

○宅地・駐車場・資材置き場などに転用する

○埋め立てなど、一時的に農地以外の用途で使用する

違反者には県と農業委員会が工事の中止、農地への復元などの勧告を行います。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

#### 利用料の一部を支給

#### 幼児教育・保育の無償化

市では、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し「保育の必要性の認定」を受けている

児童の保護者に対し、利用料の一部を支給しています。

対象となる利用料 4～6月分の利用料

請求書配布場所 保育課(市役所2階)・市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135\\_00008.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00008.html))

申請方法 7月31日(月)当日消印有効までに、請求書・領収書・

提供証明書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286・8585 花崎町760)へ。窓口で申請する場合は印鑑を持ってきてください

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

#### 本主に必要な時に

#### 119番の適正利用

119番通報は火災・救急などの緊急時に使用する専用電話です。

緊急性がない連絡や災害発生状況などの問い合わせに使用すると、消防車や救急車を必要としている人からの通報が遅れる恐れがあります。

ます。皆さんのご協力をお願いします。

災害発生状況は、ちば消防共同指令センターホームページ(<http://business4.plala.or.jp/chiba119/web/narita/annai.html>)または消防テレホンサービス(☎24・3838)で確認できます。

※くわしくは指揮指令課(☎20・1593)へ。

#### 7月14日に発送します

#### 介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けている人などへ、8月から使用する介護保険負担割合証を7月14日(金)に発送します。

これまでの負担割合から変更となる場合があるので、必ず確認してください。

なお、負担割合証は介護サービスを利用する際に、介護保険証と併せてケアマネジャーや施設などに提示する必要がありますので、大切に保管してください。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

運転する際は注意して

## 夏の交通安全運動

毎年7月10日～19日は夏の交通安全運動期間です。

重点目標は次の通りです。

○自転車に乗る際のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○飲酒運転や速度超過などの悪質・危険な運転の根絶

○子どもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保

○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート

の正しい着用の徹底

**ドライバーの義務**  
車両には、交差点や横断歩道での安全進行義務があります。交差点に入る時は、状況に応じて安全な速度と方法で進行しましょう。

また、横断歩道を通る時は、

停止線の直前で停止できるような速度で進行し、横断しようとする歩行者などがある場合は、横断歩道の手前で一時停止しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

### 期限内の納付にご協力を

## 介護保険料

65歳以上で介護保険料を納付書

や口座振替で納付(普通徴収)している人に、介護保険料額決定・納付通知書を7月14日(金)に発送しま

す。同封の納付書は金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでの

支払いのほか、ペイジー、スマートフォン決済アプリなどでの支払いにも対応しています。

年金からの引き落としで納付(特別徴収)している人には、保険

料額決定通知書を7月21日(金)に発送します。前年に年金から引き落としされていた人の保険料が年度途中で変更になった場合は、納付書や口座振替での納付に変更されていることがあるので注意してください。

また、災害や生活困窮などの特別な事情によって保険料の納付が困難な時には、保険料の徴収が猶予されたり、減額・免除されたりする場合があります。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

納付方法を確認しましょう

**後期高齢者医療制度**

令和5年度の後期高齢者医療保険料は、前年度と同じく所得割率は8・39パーセント、均等割額は

4万3、400円です。7月に発送する保険料額決定通知書を確認して納付してください。

**保険料額決定通知書を発送**

納付書や口座振替で納付(普通徴収)する人は7月14日(金)に、年金からの引き落としで納付(特別徴収)する人は7月21日(金)に、保険料額決定通知書を発送します。

**保険料の納付方法**

納付方法は、年金の受給額や資格の取得時期などにより異なります。保険料額決定通知書が届いたら、自分がどの納付方法に該当するか確認してください。

**年金からの引き落としを口座振替に変更するには**

年金からの引き落としで納付している人で、口座振替による納付へ変更を希望する人は、金融機関で口座振替の手続きを行った上で、7月28日(金)までに印鑑と引き落とし口座が分かる物を持って、保険年金課(市役所1階)へ申し出てください。10月から年金の引き落としが停止され、口座振替による納付となります。ただし、これまでの納付状況などから変更ができない場合があります。

**保険証を一言に更新**

保険証を8月1日(火)に更新します。新しい保険証は7月6日(木)に

簡易書留で発送します。

配達時に不在の場合は「郵便物等」不在連絡票」が投函され、保険証は郵便局で1週間保管されます。保管期間が過ぎた後は保険年金課で保管しますので、同課(☎20・1547)へ連絡してから受け取りに来てください。有効期限が過ぎた保険証は個人情報に注意して廃棄するか、次の場所にある保険証回収箱へ返却してください。

課、下総・大栄支所

※くわしくは同課へ。

**定期的な点検を**

**井戸の衛生管理**

井戸の衛生管理は設置者の責任となりますので、次のことに気を付けて適正に管理してください。

○井戸やその周辺は定期的に掃除・点検をして清潔に保つ

○井戸やその周辺に人や動物が入れないようにする

○定期的に水質検査を受ける

○新たに設置した井戸も飲用前に水質検査を受け、安全を確認する

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

## 市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

6月1日(木)～15日(木)

2日	ZIPAIR(成田=サンフランシスコ線)就航記念式典
3日	中郷地区騒音対策協議会総会 スポーツ協会表彰式
4日	下総地区空港対策委員会総会
5日	JSBA全日本スノーボード選手権大会優勝報告会
7日	議案運営委員会 定例記者会見
8日	成田法人会総会
9日	6月定例市議会開会(～28日) 全員協議会
10日	久住地区空港対策委員会総会 遠山地区騒音対策委員会総会
11日	スポーツ鬼ごっこ関東大会開会式
12日	シルバー人材センター総会
13日	市議会一般質問(～16日)



定例市議会で(9日)

限りある資源を大切に

節水

- 夏を迎え、水の使用量が増える季節になりました。貴重な資源を守るために節水を心掛けましょう。
  - 蛇口は小まめに閉める
  - 洗濯などは風呂の残り湯を使う
  - 歯磨きはコップを使って行う
  - 洗車はバケツを使って行う
- ※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

施行地区の縦覧

不動産岡土地区画  
整理事業

不動産岡地区の一部で、組合による土地区画整理事業が計画されています。

施行地区となる区域を、次の通り縦覧します。区域内に未登記の借地権を持っている人は申告してください。

日時 7月4日(火)～18日(火) 午前9時～午後5時

縦覧場所 市街地整備課(市役所5階。土・日曜日、祝日は休日)

夜間受付(市役所地下1階)

申告方法 8月4日(金)当日消印

有効)までに縦覧場所にある借地権申告書と必要書類を直接または郵送で市街地整備課(〒280

6・80005 花崎町760)へ  
※くわしくは同課(☎20・1561)へ。

道路上物を置かないで

路上の看板など

道路や歩道に看板・商品・のぼり旗・植木鉢などが置かれていると通行の妨げになり、事故の原因になりかねません。安全に通行できるように、看板などは敷地内に置くようにしましょう。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

協賛店を募集しています

消防団応援の店

市では、地域のために活動している消防団員を応援するため、利用証を提示した消防団員とその家族に対し、割引や特典の付与などのサービスを提供する協賛店を募集しています。サービスの内容は、協賛店が自由に決めることができます。

ます。

また、協賛店は市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0155\\_00027.html](https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0155_00027.html))で公開します。

登録方法 消防総務課(市役所地下1階)または同ホームページにある申請書を直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで消防総務課(〒286・8585 花崎町760 FAX 24・4368 Eメール shobo@city.narita.c-hiba.jp)へ  
※くわしくは同課(☎20・1590)へ。

注意報が発令されたら

光化学スモッグ

市では、防災行政無線・なりたメール配信サービスで光化学スモッグ注意報をお知らせしています。注意報が発令されたら屋外での激しい運動を避け、できるだけ外に出ないようにしてください。目や喉が痛くなったり息がしづらくなったりしたら、きれいな水で洗眼する、よくうがいをする、涼しいところで安静にするなどの応急処置をしてください。

応急処置で良くならない時は、医師に相談してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

井戸水利用者は必ず手続きを

下水道使用人数の変更

井戸水のみを利用している世帯の下水道使用水量は、1カ月に1人当たり7立方メートル使用したもとして計算します。

上水道と井戸水を併用する場合は、上水道の使用水量に井戸水分として1カ月に1人当たり3・5立方メートルを加えます。転居などで使用人数に変更がある場合は、下水道課(☎20・1553)に連絡してください。  
※くわしくは同課へ。

本人確認書類を持参して

固定資産税に関する  
証明書

固定資産税に関する証明書を窓口で申請する場合は、マイナンバーカードや運転免許証、保険証などの公的機関が発行した本人確認書類を持ってきてください。

代理人が申請する場合は、そのほかに委任状が必要です。

申請できる人 所有者本人、納税管理人、相続人(相続を証明する戸籍謄本などが必要)

申請場所 資産税課(市役所2階、下総・大栄支所)

※郵送で申請することもできます。  
くわしくは同課(☎20・1514)へ。

資産税課へ連絡を

家屋の新築・増築など

固定資産税は毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋の所有者に課税されます。家屋の新築・増築・建て替え・取り壊し・用途や名義の変更などがある場合は、資産税課(☎20・1514)へ連絡してください。事務所を居宅にしたなどの用途の変更は現地確認が必要な場合があります。

また、未登記家屋の所有者変更や取り壊しの場合は、届け出がないと翌年度以降も課税される場合がありますので注意してください。  
※くわしくは資産税課へ。